

平成26年度第3回秋田市社会福祉審議会児童専門分科会
(秋田市子ども・子育て会議)会議録

1 日時 平成26年10月28日(火)午後2時~午後3時20分

2 場所 秋田市役所議場棟第3・第4委員会室

3 出席者

(1) 委員(11人)

柴田誠会長、小野誠委員、佐藤チエ子委員、佐藤真知子委員、讃岐信孝委員、
鈴木真喜子委員、富塚リエ委員、中村滋委員、細部あけみ委員、山崎純委員、
渡辺丈夫委員

(2) 事務局

佐々木吉丸子ども総務課長、碓谷阿津子子ども新制度担当課長、
加藤育広子ども育成課長、奈良美奈子子ども健康課長、
赤上智子ども未来センター所長、ほか関係職員

4 傍聴者 5人

5 会議の内容

開会

議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画原案について

(2) 施設認可について

(3) その他

閉会

6 議事要旨

柴田誠会長

それでは、本日の議事の(1)子ども・子育て支援事業計画原案について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】

柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

渡辺丈夫委員

資料1の19ページで、基本目標1の施策1-1として質の高い教育・保育の提

供が位置づけられており、結構なことと思いますが、具体的な取組などの検討状況はどうでしょうか。(4)の幼児期の学校教育・保育の一体的提供および当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保内容の部分に質の高い教育・保育を確保していくための具体的な方策が記載されるのかなと思いますがいかがでしょうか。

事務局（子ども総務課長）

各論編に記載している施策単位の具体的な取組・事業については、庁内関係部局との協議等を含め、現在検討中であり、現在実施している主な事業を例示として記載しております。このうち、施策1-1として掲げている質の高い教育・保育の提供については、(1)および(2)が前回までご審議いただいている教育・保育の量の見込みとその確保方策となり、(3)および(4)に、それ以外で今後展開していく事業等を記載していく予定であり、(4)については教育委員会と協議した上で、具体的な取組等を加えてまいります。

柴田誠会長

現時点で具体的に検討されている事業等はあるのでしょうか。

事務局（子ども総務課長）

幼児教育については、これまで本市の教育委員会の所管外でありますので、県の幼保推進課とも連携しながら、人員体制も含め、新たな取組を展開していくことが必要と考えております。

讃岐信孝委員

渡辺委員の質問と関連しますが、計画策定作業を進めている過程では、国の動向に大きく影響されるところもあると思います。例えば、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づいて、子どもの貧困対策に関する大綱が先日策定されましたが、新たな法体系がさまざまできている状況を受けて、秋田市が新たに取組んでいく事業などはあるのでしょうか。資料の26ページには、検討中の事業として、実費徴収に係る補足給付を行う事業や多様な主体が制度に参入することを促進するための事業が記載されていますが、検討中の事業等についてお話しいただけるものがありましたらお願いします。

事務局（子ども総務課長）

基本的には、この子ども・子育て会議で協議している以外の新たな子育て支援策は、現段階では考えておりません。地域子ども・子育て支援事業13事業で新規事業として位置づけられている3事業のうち、利用者支援事業については、前回の会議でご説明したとおり、来年度からの実施を予定しています。しかし、ご質問にあった他の2事業に関しては、具体的な事業内容や国の予算措置などが全くわからない現状にありますので、来年度からの実施は困難かと思えます。いずれにいたしましても、事業計画に則った施策の展開にあたりましては、この会議に諮った上で取組んでまいりたいと思います。なお、子どもの貧困対策や生活困窮者自立支援法に基づく取組などについては、福祉保健部と相談しながら展開していくこととなりますが、現在のところ、子どもに関連する具体的な取組については予定しておりま

せん。

鈴木真喜子委員

先ほどの質の高い教育・保育の提供の取組内容についてですが、専門家の意見を聞いたりすることはなく、市で案を作ることになるのでしょうか。

事務局（子ども総務課長）

私どもとしましては、この会議が、本市の子育て支援策を総合的に所管する機関であり、関係者等の意見を聞く場であると認識しています。また、福祉保健部や教育委員会などの関係部局においては、それぞれの施策分野を所管する審議機関がありますので、そのような場も活用しながら関係者の方々の意見を吸い上げ、検討を進めてまいります。なお、事業計画については、パブリックコメントを実施して、市民のみなさんからの意見も募集することとしております。

柴田誠会長

事業計画に記載する個々の取組・事業については、各担当課において、現状や課題、関係者の意見等も踏まえながら検討が行われた後、計画に盛り込まれるということだと思えます。

渡辺丈夫委員

鈴木委員の質問に関連して、幼稚園の所管は、現在は県になっていて、関係事業の実施などにあたりましては、関係団体に対して、事前に相談などがあるわけですが、今後、県から市に変わったとしても、引き続き、同じような形で進めていただきたいと思えます。これは要望です。

次に、資料1の26ページの一時預かり事業についてですが、幼稚園型と幼稚園型以外で区分されていますが、幼稚園型の2号認定については、認定こども園も含まれているものと思えますが、この場合、一時預かりにはならないと思うのですがいかがでしょうか。

事務局（子ども総務課長）

幼稚園型には認定こども園も含まれており、数値に関しては、前回の会議でご報告した数値と同じ数値です。

山崎純委員

総論編第1章の計画策定の趣旨に記載されている課題等は一般的な内容で、秋田市の課題として考えられるのが第2章の内容と理解してよろしいのでしょうか。

事務局（子ども総務課長）

第1章の計画策定の趣旨に記載している内容は子ども・子育て支援に関する一般的な内容もありますが、年度当初における待機児童ゼロの4年連続の達成や病児対応型施設の整備など、秋田市の現状やこれまでの取組等の個別事情も踏まえた内容で記載しているものです。

柴田誠会長

全国共通の課題も多いと思えますが、秋田市の事業計画ということで、秋田市の課題や力を入れていくべき点が浮き彫りになるような整理をしていただければと思

います。

事務局（子ども総務課長）

ご提案を踏まえて検討してまいります。

柴田誠会長

次に、議事の（２）施設認可について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局説明】

柴田誠会長

ただいまの説明に対しまして、委員の皆さまから、ご質問やご意見をお願いいたします。

讃岐信孝委員

追加資料の２職員について、保育従事者の関係ですが、配置されている保育従事者が７人で、そのうち有資格者が５人となっていますが、資格のない２人については、既に研修を受講済みということでしょうか。１１の健康管理について、審査の前提として、秋田市の考え方について確認しておきたい点があります。嘱託医を置くことは条例で定められていますが、その嘱託医は小児科医でなければならないのでしょうか。同様に、市の考え方についての確認です。調理を行う職員について毎月検便を実施しているとのことですが、この中には調乳を行う職員も含まれているのでしょうか。認可保育所の場合は、調乳を行う職員に対する検便の実施を指導されていますが、今後、改正などが予定されているのでしょうか。

佐藤チエ子委員

嘱託医についての質問の関連ですが、歯科医の配置についてはどうなっているのでしょうか。

事務局（子ども育成課長）

保育士資格を持っていない２名の職員については、現時点では、まだ研修を修了しておりません。条例では、５年間の経過措置を設けておりますので、この期間に修了することを見込んでの配置となっております。

嘱託医については、小児科医が望ましいという面はあるかと思いますが、特段限定はしておりませんので、内科医でも支障はないこととなります。また、歯科医に関しては、小規模保育事業では必置ではございません。

事務局（子ども育成課）

調乳を行う方の検便については、現在の認可保育所の場合も、法律で必須とされてはおりませんが、国から実施するよう指導がされており、その指導に基づいて実施しているものです。小規模保育事業の場合も、同様の取り扱いとする予定です。

事務局（子ども総務課長）

今後の施設認可についてであります。本日は準備の整った１件について審査をお願いしたのですが、次回の会議でも、他の認定こども園、小規模保育、事業内保育等についても予定しておりますのでよろしくお願いいたします。